

安心してお店を利用してほしいから…

飲食店への感染防止対策認証制度

# 『とちまる安心認証』にご参加ください！

「とちまる安心認証」とは、感染防止対策を実施している飲食店を、県が認証し公表することで、県民のみなさまにより安心してお店を利用させていただく取組です。

第1回  
申込期間

令和3年**10月31日(日)**まで

申請対象  
となる  
飲食店

以下の条件をすべて満たしている飲食店が対象です

- ・栃木県内に所在する店舗であること
  - ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている事業者であること
  - ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を実施していること
- ※申請の際に、併せて取組宣言をしていただくことも可能です。

ただし、以下の場合は上記条件をすべて満たしていても申請の対象になりません。

- ・暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるもの
- ・その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店（テイクアウト専門店、デリバリー専門店など）
- ・宿泊施設において、各客室で宿泊者に食事を提供する場合は当該客室（旅館の部屋食など）

申込方法

いずれかの方法により申請をしてください

## ① 郵送による申請

▶申請書に必要事項をご記入のうえ、事務局あてに郵送してください。

## ② メールによる申請

▶申請書に必要事項をご記入のうえ、事務局あてにメールでお送りください。

## ③ オンラインによる申請

▶ホームページよりオンライン申請のページへ移動し、必要事項をご登録ください。

※とちまる安心認証の制度及び申請に関する詳細はホームページをご確認ください。

※申請書はホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、ホームページからのダウンロードが難しい場合は、とちまる安心認証事務局までご連絡ください。

ホームページ

<https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp>

※スマートフォンからお申込みいただけます。



問合せ先

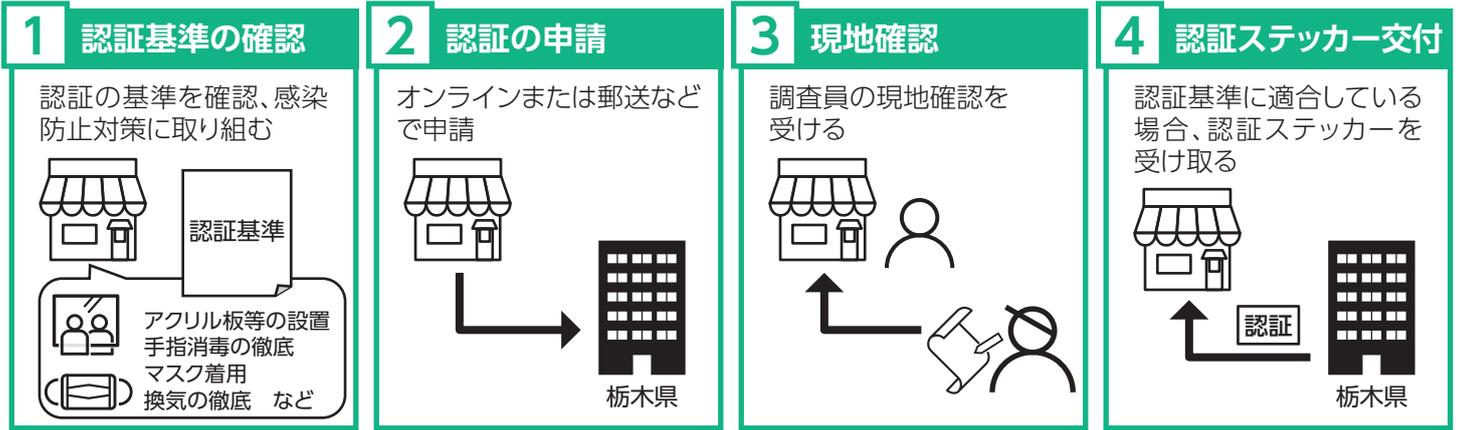
とちまる安心認証事務局

TEL **028-341-9715** (10:00~17:00 土日祝日を除く)

Mail [utsunomiya014@jtb.com](mailto:utsunomiya014@jtb.com)



# 認証までの流れ



栃木県が推進する「**新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言**」をしている飲食店が対象となります。（認証との同時取得も可能です。）

## 認証のポイント

### 1 お客様の感染症予防

- ▶ 入口にアルコール消毒設備を置き、入店時に必ず、手指消毒とマスク着用をしていただく。
  - ▶ テーブルとテーブルの間にパーティションを置く、または間隔を最低1m以上空ける。
  - ▶ テーブルの上にパーティションを置く、または座席の間隔を1m以上空ける。
- ※ただし、少人数の家族や介助を必要とする場合は除く。

### 2 従業員の感染症予防

- ▶ 業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や風邪などの症状がある場合には、出勤を停止させる。
- ▶ 定期的な手洗い、アルコールによる手指消毒をする。

### 3 施設の衛生管理

- ▶ 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどして十分な換気をする。
- ▶ ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、手洗いやアルコールによる手指消毒をする。

### 4 感染症予防対策の掲示

- ▶ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」運動に取り組み、「宣言書」「ステッカー」を掲示する。
- ▶ 感染症予防対策の実施結果を記したチェックリストを店内に毎日掲示する。

### 5 患者発生に備えた対策

- ▶ 従業員等の感染がわかった場合、保健所の指示・調査等に協力し、感染拡大防止策を講じる。
- ▶ 従業員に対し、感染拡大防止のための適切な行動を徹底させる。